

那覇市道路協力団体募集要項

1 道路協力団体制度の概要

道路協力団体制度とは、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものであり、これらの団体を道路協力団体として指定し、道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

道路協力団体の指定は、道路協力団体になろうとする者が、この募集要項に従い道路管理者に対して行う申請により行われ、審査の上、指定を行います。

なお、道路協力団体が、業務として行う行為に係る道路に関する工事若しくは道路の維持又は道路の占用は、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもって、道路管理者の承認又は許可があったものとみなすこととする特例を設けています。(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)(以下「法」という。)第 48 条の 64)

2 募集対象区域

募集対象区域は、那覇市道路管理課が管理する以下の区域とします。(別紙 募集対象区域図参照)

- ・市道 久茂地前島線の一部(那覇市久茂地 1 丁目 104 の一部)
- ・市道 久茂地 5 号(那覇市久茂地 1 丁目 104 の一部)

3 業務内容、及び指定する期間

(1) 業務内容

道路協力団体は、募集対象区域について、次に掲げる業務のうち①を含む一つ以上を行うものとします。

道路協力団体制度は、業務から利益を得ることが可能な制度ですが、その収益は道路の管理に還元していただくことを基本とするものでありますので、下記②の業務を行い収益を得ようとする場合には、その収益に見合う下記の業務を実施することが必要となります。

また、今回の募集において特に、活動を行うとする区域で直近数年間にわたり道路管理者と協力して道路管理に資する清掃・除草等の公的活動(法 48 条の 61 各号に掲げる業務と同様の活動)を行っている実績があり、今後さらにその活動を充実させるため下記②の業務により道路空間を活用して収益を得る活動を行い、両者を有機的に連携させ、道路空間の快適性の向上等に協力頂く法人等を募集します。

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者

の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記に掲げるものの設置又は管理を行うことができる。

- i)看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件又は歩廊、その他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
- ii)道路の地面に設ける自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- iii)広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- iv)標識又はベンチ若しくはその上屋、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- v)食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- vi)次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催し(道路に関するものに限る。)のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - イ 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物
 - ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - ハ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

[注] 上記の ii)から vi)までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用にあたり法第 48 条の 64 の規定による特例を受けようとする場合には、特例を受けようとする区域において、前述①に掲げる業務を行うことが必要です。

③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。

⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

なお、地域の状況に応じた特に期待する業務として、具体的な例としては、

・観光地周辺における、地域資源を活かした美しい景観の形成等を図る取組(沿道の修景 等)

・中心市街地における、植栽(花壇)の管理や不法占用の状況の収集・提供 等

・地域の賑わい創出に関する取組 等

などを想定しています。

(2) 指定する期間

道路協力団体に指定する場合、その期間は、5年間を上限とします。

4 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25 号)第 4 条の 25 に規定する団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものと有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員(役員を含む)が 5 名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後 5 年以上(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む)が経過していること。
- ⑥ 活動実績報告書及び活動実施計画書が宗教活動又は政治活動を活動目的としていること。
- ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条各号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近 1 年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 日本国の法令を遵守し、業務等を履行していること。また、公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩ 道路協力団体の指定を受けた場合に、道路協力団体としての活動以外では、道路協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

5 申請書類

- (1) 道路協力団体の指定を受けようとする法人等は、「**道路協力団体指定申請書**」(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて提出して下さい。
- また、下記①、②、④、⑤、⑥について添付様式 1を添付するほか、記載内容を説明・証明する書類を添付して下さい。
- なお、申請書類提出後に、追加で資料の提出をお願いする場合があります。

- ① 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- ② 直近おおむね 5 年間の活動実績報告書(様式-報告)
- ③ 指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書(添付様式 2 及び様式-計画)
- ④ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- ⑤ 直近 1 年間で滞納処分を受けたことがないとの証明の写し等(課税対象団体である場合に限る。)
- ⑥ 4 に掲げる⑤の要件を満たすことを証する書類
- ⑦ 4 に掲げる⑥、⑦、⑨及び⑩の要件を満たすことを誓約できる書類(添付様式 3)

- (2) 申請に当たっての留意事項

- ① 提出された書類は、返却しません。
- ② 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ③ 提出された書類は、審査以外の目的には使用しません。
- ④ 申請書類とは別に、申請を行う法人等の名称、所在地及び担当者の連絡先(所属、役職、氏名及び連絡先(電話番号及びE-mailアドレス))を記載した書類を同封して下さい。(任意様式)

6 事前相談及び質問期間

令和7年12月1日(月)～令和7年12月12日(金) (土・日及び祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

上記の期間、申請の事前相談及び質問を受け付けます。道路協力団体の指定を受けようとする法人等は、申請書類の記載内容の不備等を防ぐためにも、「14問い合わせ先」に事前相談をして下さい。相談内容によっては、業務内容について、調整、検討等をお願いすることがあります。

また、質問は、様式-質問からFAXによる受付とします。質問を受けてから回答までに時間を要することがあります。(7申請受付期間終了の2日前までにはホームページにて回答します。)

7 申請受付期間

令和7年12月15日(月)～令和7年12月26日(金) (土・日及び祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

提出された申請書類は、原則的に受理後の修正は出来ません。

8 提出先及び提出部数

申請書類は、以下の提出先に、持参又は郵送により提出して下さい。

ただし、郵送の場合は、申請受付期間内必着とします。

提出部数：正・副(各1部)、電子データCD-R1枚(PDF形式)

〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所 都市みらい部道路管理課 占用グループ

TEL 098-951-3237(直通) FAX 098-951-3238

9 審査

(1) 審査方法

道路協力団体の指定を受けようとする法人等から提出された申請書類に基づき、

申請資格の確認を行うとともに、下記(2)に掲げる審査基準に基づき活動実績報告書及び活動実績計画書の内容について審査を行います。

(2) 審査基準

① 活動実績報告書の内容についての審査は、以下に掲げる事項について確認を行います。

なお、i)及びiii)の「数年間」は、原則として「おおむね5年間」とし、道路管理者と協定等を締結して清掃等のボランティア活動を行ってきた実績が確認できる場合は、「2年間」とします。

i) 繼続性

道路協力団体として活動を行う道路の区域の全て又はその一部において、直近数年間にわたり継続して以下に掲げる活動を行っていること。

イ 道路管理に資する清掃・除草等の公的活動(法48条の61第1号に掲げる業務と同様の活動と認められるもの)

ロ イに掲げる活動の実施が一部の区間に限られる場合は、その余の区間ににおいて法48条の61第2号から第6号に掲げる業務と同様の活動

ii) 協力性

i)の公的活動が、道路管理者等(道路整備特別措置法の規定により道路の維持、修繕を行う者を含む。)(以下この項目及び下記②iii)において同じ。)から後援された活動、道路管理者等と共同で実施した活動その他道路管理者等との協力関係が認められた活動であること。

iii) 活動姿勢

直近数年間において、道路管理又は他の民間団体等の道路管理に資する活動の支障となり。又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

iv) 公共性

道路協力団体として3(1)②に掲げる業務を行い収益を得たことがある場合には、その収益に見合う3(1)に掲げる業務を実施したと認められること。

② 活動実施計画書の内容についての審査は、以下に掲げる事項について確認を行います。

i) 実効性

過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

ii) 貢献度

3(1)①に掲げる業務等、道路管理に対する貢献又は地域の課題解消に向けた貢献が認められること。また、3(1)に掲げる業務については、活動実績と同様に継続して実施する見込みがあること。

iii) 協調性

活動に当たって地域の関係者(関係道路管理者等、住民、市町村、他の民間団体等)との協調性が認められること。

iv) 公共性

- 3(1)②に掲げる活動を行い収益を得ようとする場合には、その収益に見合う
3(1)①に掲げる業務を実施する見込みがあると認められること。

(2) ヒアリング

審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

10 結果の通知

- (1) 道路協力団体として指定する法人等に対して、道路協力団体指定証を発行します。また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地等を公示します。
- (2) 上記道路協力団体指定証には、法人等の名称、3(1)に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの、当該業務を行う区域(以下「業務実施区域」という。)、道路協力団体に指定する期間(以下「指定期間」という。)、指定番号を記載します。
- (3) 道路協力団体の指定をしなかった法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知します。

11 指定後の留意事項

- (1) 道路協力団体として指定された団体は、活動実施計画に基づき、道路協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 道路協力団体指定後においても、その業務として道路の占用をしようとする場合には、占用協議が必要となります。
ただし、市長が認める公共性の高い路上イベント等と競合する場合には、原則として当該イベント等を優先します。
- (3) 道路協力団体が3(1)に掲げる業務として行う行為に対して、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもって、承認又は許可があったものとみなすこととする特例の対象となる行為は、以下のとおりです。
また、当該特例に係る協議は、道路協力団体の指定とは別途に必要であり、活動実施計画書の内容と協議の結果が異なる可能性があります。

① 道路に関する工事若しくは道路の維持

特例の対象となる行為は、花壇その他道路の緑化のための施設の設置、道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切り取りその他の道路に関する工事又は除草、その他の道路の維持です。

② 道路の占用

特例の対象となる行為は、次に掲げるものに係る道路の占用です。

- (ア) 工事用施設、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは

施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの

(イ) 3(1)②に掲げる工作物、物件若しくは施設

(ウ) 看板、標識その他これらに類する物件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのもの

※3(1)②ii)からvi)までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用が特例の対象となるためには、特例を受けようとする区域において、3(1)①に掲げる業務を行うことが必要です。

※当該特例による協議においては、無余地性の基準を適用しないこと以外は、従来の道路の占用の許可基準に適合するものであることが必要です。

(4) 道路協力団体は、業務実施区域において別の団体が業務を行う場合、その団体と協調、連携して業務を行って下さい。

(5) 道路協力団体は、道路管理者等の求めに応じ、法第28条の2に基づく関係する道路管理者が構成する協議会に参画することができます。

(6) 道路協力団体は、指定期間の終了後継続して再度の指定を希望する場合には、指定期間が終了する日の3ヶ月前までに、道路管理者に対して、次期の活動実施計画書を提出して下さい。(様式-計画)

(7) 道路協力団体は、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに道路管理者に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出して下さい。(様式4)

道路協力団体に指定された後、業務実施区域外で新たに2年間継続して活動した区域については、活動実施区域に追加することができます。

なお、変更の内容について、9(2)②に準じた確認を行い、必要に応じて変更を求めることがあります。

(8) 道路協力団体は、年1回及び道路管理者の求めがある場合にはその都度、活動状況について報告を行って下さい。(様式4)

その際には、活動実施計画書に記載した内容について、前回の報告以降の活動実績を記載して下さい。

(9) 道路管理者は、道路協力団体に対し、必要に応じ、活動実施計画書について改善すべきことを命じことがあります。

また、道路協力団体が、その業務を適正かつ確実に実施していないことが認められる場合には、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命じること(以下「改善措置命令」という。)があります。

これらを命じられた道路協力団体は、改善のため必要な措置を速やかに講じて

下さい。

(10) 道路協力団体の代表者が変更になった場合又は道路協力団体が解散をした場合には、速やかに道路管理者に対して報告して下さい。(様式4)

(11) 道路協力団体の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめその旨を道路管理者に届け出て下さい。(様式5)
道路管理者は、届出に係る事項を公示します。

12 指定の取消し

道路協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消します。

- ① 道路協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ② 道路協力団体の指定を受けた後に「4 申請資格」のいずれかを満たさなくなつた場合。
- ③ 道路管理者が道路協力団体に対して行う改善措置命令に違反した場合。
- ④ 道路協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

道路管理者は、上記により指定を取り消した時は、その旨を公示します。

13 その他

- ・指定の申請にあたり提出する書類、及び活動状況の報告、活動実施計画等の変更時に提出する書類の様式は、「道路協力団体指定申請書」(様式第1号)を含め、別添の「申請等様式」にあるものを使用して下さい。また、各様式に記載する内容を説明・証明する書類が必要であれば、それらも添付して下さい。
- ・活動中の事故等万が一の時に備えるため、保険に加入するようお願いします。なお、収益活動ではボランティア活動を対象とした保険の対象外となる可能性がありますので、注意して下さい。

14 問い合わせ先

那覇市都市みらい部道路管理課占用グループ 親泊、小西
TEL098-951-3237(直通) FAX 098-951-3238